

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和5年10月24日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

令和5年10月3日農林水産省告示第1246号（保安林の指定施業要件の変更）

2 所在が不分明な者等

所在が不分明な者	指定施業要件変更保安林の所在場所	掲示場
中村和哉	浜松市天竜区佐久間町上平山619の1、619の2	浜松市役所
渡辺晴尚	浜松市天竜区佐久間町上平山620	浜松市役所
渡邊龍雄	浜松市天竜区佐久間町上平山621	浜松市役所